

## 議事日程第 2 号

令和 7 年 (2025 年) 招集大阪狭山市議会定例会 3 月定例会月議会議事日程  
令和 8 年 (2026 年) 2 月 26 日午前 9 時 30 分開議  
議会期間 (令和 8 年 2 月 26 日から同年 3 月 26 日まで 29 日間)

日程第 1	発議第 2 号	会議録署名議員の指名について
日程第 2	議員提出議案第 1 号	大阪狭山市議会の議員の定数に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 3	議員提出議案第 2 号	大阪狭山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 4	議案第 2 号	大阪狭山市犯罪被害者等支援条例について
日程第 5	議案第 3 号	大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例について
日程第 6	議案第 4 号	大阪狭山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 5 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 6 号	大阪狭山市行政手続条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第 7 号	大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例について
日程第 10	議案第 8 号	大阪狭山市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第 11	議案第 9 号	大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 12	議案第 10 号	大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第 13	議案第 11 号	大阪狭山市印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第 14	議案第 12 号	大阪狭山市子ども・子育て協議会条例の一部を改正する条例について

日程第15	議案第13号	大阪狭山市立幼稚園設置に関する条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第14号	工事請負変更契約の締結について
日程第17	議案第15号	市道路線の認定について
日程第18	議案第16号	令和7年度(2025年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第11号)について
日程第19	議案第17号	令和7年度(2025年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第5号)について
日程第20	議案第18号	令和7年度(2025年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第5号)について
日程第21	議案第19号	令和7年度(2025年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について
日程第22	議案第20号	令和7年度(2025年度)大阪狭山市半田財産区特別会計補正予算(第2号)について
日程第23	議案第21号	令和7年度(2025年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計補正予算(第2号)について
日程第24	議案第22号	令和7年度(2025年度)大阪狭山市下水道事業会計補正予算(第2号)について
日程第25	議案第23号	令和8年度(2026年度)大阪狭山市一般会計予算について
日程第26	議案第24号	令和8年度(2026年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算について
日程第27	議案第25号	令和8年度(2026年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)予算について
日程第28	議案第26号	令和8年度(2026年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計予算について
日程第29	議案第27号	令和8年度(2026年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計予算について
日程第30	議案第28号	令和8年度(2026年度)大阪狭山市半田財産区特別会計予算について

日程第31	議案第29号	令和8年度(2026年度)大阪狭山市東野財産区特別会計 予算について
日程第32	議案第30号	令和8年度(2026年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計 予算について
日程第33	議案第31号	令和8年度(2026年度)大阪狭山市岩室財産区特別会計 予算について
日程第34	議案第32号	令和8年度(2026年度)大阪狭山市茱萸木財産区特別会 計予算について
日程第35	議案第33号	令和8年度(2026年度)大阪狭山市下水道事業会計予算 について
日程第36	議案第34号	令和8年度(2026年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第 1号)について
日程第37	議案第35号	令和8年度(2026年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第 2号)について
日程第38	議案第36号	令和8年度(2026年度)大阪狭山市国民健康保険特別会 計(事業勘定)補正予算(第1号)について
日程第39	議案第37号	令和8年度(2026年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事 業勘定)補正予算(第1号)について
日程第40	請願第1号	市議会への請願、陳情等の規定改善の請願について
日程第41	要望第1号	狭山池周回道路「一部通行止め」開放についての要 望について
日程第42	要望第2号	近畿大学行き(急行バス)の時刻表改定についての 要望について
日程第43	陳情第1号	大阪狭山市議会議員定数削減についての陳情につい て

発議第 2 号

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第80条の規定により、下記のとおり会議録署名議員を指名する。

令和8年(2026年)2月26日提出

大阪狭山市議会議長 松 井 康 祐

記

2番 花田 全史

3番 池永 裕樹

議員提出議案第 1 号

大阪狭山市議会の議員の定数に関する条例の一部を改正する条例について

大阪狭山市議会の議員の定数に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第14条第1項の規定に基づき、次のとおり提出する。

令和8年(2026年)2月26日提出

大阪狭山市議会議長 松井康祐様

提出者	大阪狭山市議会議員	西野滋胤
	同上	中井勝也
	同上	中野学

## 大阪狭山市議会の議員の定数に関する条例の一部を改正する条例

大阪狭山市議会の議員の定数に関する条例（平成14年大阪狭山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

「14人」を「12人」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 大阪狭山市議会の議員の定数については、令和8年4月1日以後初めてその期日を告示される一般選挙までの間、なお従前の例による。

議員提出議案第 2 号

大阪狭山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び  
期末手当に関する条例の一部を改正する条例に  
ついて

大阪狭山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第14条第1項の規定に基づき、次のとおり提出する。

令和8年(2026年)2月26日提出

大阪狭山市議会議長 松 井 康 祐 様

提出者	大阪狭山市議会議員	北 好 雄
	同 上	北 村 栄 司
	同 上	鳥 山 健

## 大阪狭山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を 改正する条例

大阪狭山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年大阪狭山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「6月に支給する場合には100分の197.5、12月に支給する場合には100分の212.5」を「100分の207.5」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 2 号

大阪狭山市犯罪被害者等支援条例について

大阪狭山市犯罪被害者等支援条例を次のとおり提出する。

令和 8 年 (2026 年) 2 月 2 6 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

## 大阪狭山市犯罪被害者等支援条例

### (目的)

第1条 この条例は、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図るとともに、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、市内で働く者又は学ぶ者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 関係機関等 国、大阪府、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的又は民間の団体その他犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (6) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等の被害をいう。

### (基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、市、市民、事業者及び関係機関等による相互の連携及び協力により推進されなければならない。

### (市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、必要な施策を策定し、及び推進しなければならない。

### (市民の責務)

第5条 市民は、犯罪被害者等が置かれている状況及びその支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及びその支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を図るものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談を総合的に行う窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、市長が必要と認める犯罪被害者等に対し、見舞金の支給を行うものとする。

(市民及び事業者への理解の促進)

第9条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮、二次的被害の発生防止の重要性等について、市民及び事業者の理解を深めるよう広報及び啓発を行うものとする。

(支援の制限)

第10条 市は、犯罪被害者等の被害が自らの行為に起因したものである場合又は犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合等であって、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないとき、支援を行わないことができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 3 号

大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例について

大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例を次のとおり提出する。

令和8年(2026年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

## 大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例

### (目的)

第1条 この条例は、大阪狭山市（以下「市」という。）の教育の振興に関し、保護者、市民、学校園及び市の連携及び協働による社会総がかりで取り組むことについて、その基本理念を定めることにより、未来に輝く教育のまちづくりを推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。
- (4) 学校園 小学校、中学校、認定こども園等をいう。

### (基本理念)

第3条 未来に輝く教育のまちづくりの推進は、次に掲げる基本理念に基づいて行われなければならない。

- (1) 生涯にわたり、誰もが家庭や地域社会、学校や職場といったそれぞれの場がかかわりあい、相互に人格と個性を尊重し支えあい、多様なあり方を認めあいながら幅広い知識や考え方を学びあうこと。
- (2) 主体的に人とのネットワークを幅広く育み、つながりの力を大切に支えること。
- (3) 前2号の自発的な活動を支援することにより、相互につながりを深めることで、人及び地域が輝くまちづくり及び教育をめざすこと。

### (市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の規定により策定する施策に市民の意見を十分に反映させるよう努め、その実施に当たっては、より多くの理解と協力を得るよう努めるものとする。

3 市は、保護者、市民及び学校園がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援に努めるものとする。

4 市は、第8条の規定により、連携及び協働が図られるよう総合的な調整を行うものとする。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、家庭が子どもの健やかな育ちの基盤であることから、教育の第一義的責任を有する者として、子どもの発達の過程に応じて生きる力を育むことができるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、教育への関心と理解を深めるとともに、教育の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(学校園の役割)

第7条 学校園は、一人ひとりの子どもが成長や発達の過程に応じて、主体的に学び、将来、社会において自立的に生きるための基礎を培うことができるように努めるものとする。

2 学校園は、子どもの安全を確保するとともに、子どもが安心して学び、及び育つことができる環境づくりに努めるものとする。

(連携及び協働)

第8条 保護者、市民及び学校園は、前3条に規定する役割を果たすに当たっては、相互に連携し、及び協働するよう努めるものとする。

(意見情報の共有)

第9条 市は、教育の振興に関する施策について説明をする責任を果たすため、教育に関する情報を積極的に提供するものとする。

2 市は、子どもの最善の利益を実現するために、子どもの意見を尊重し、これを聴き取るとともに、保護者、市民の意向を的確に把握し、教育の振興に関する施策に適切に反映させるよう努めなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 4 号

大阪狭山市消防団員等公務災害補償条例の一部  
を改正する条例について

大阪狭山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 8 年 (2026 年) 2 月 2 6 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

## 大阪狭山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大阪狭山市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年大阪狭山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に、「11,300円」を「11,670円」に、「12,100円」を「12,500円」に、「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の大阪狭山市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた新条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 5 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正  
する条例について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和8年(2026年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

## 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年大阪狭山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第10条の2中「できる」の次に「。」を加える。

第17条中第7項を第8項とし、同条第6項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、同条第4項中「最初の月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「及び前項第2号」を「、第2項第2号」に改め、「定める額」の次に「及び前項第1号に定める額」を加え、「同項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項第1号中「次項」を「第4項」に改め、同項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を、「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからスまでを削り、同項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第31条を第32条とし、第30条の次に次の1条を加える。

(給与の特例)

第31条 大阪府教育委員会等の職員又は大阪府立学校若しくは大阪府市町村立学校の教職員から引き続き大阪狭山市教育委員会に採用された職員の給料については、必要がある場合には、第3条から第10条の2までの規定にかかわらず、大阪狭山市教育委員会に採用される前に受けていた当該職員の給与との均衡を失し

ないよう別に決定することができる。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(大阪狭山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大阪狭山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年大阪狭山市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「第17条第2項から第6項まで」を「第17条第2項から第8項まで」に改める。

議案第 6 号

大阪狭山市行政手続条例の一部を改正する条例  
について

大阪狭山市行政手続条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 8 年 (2026 年) 2 月 2 6 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

## 大阪狭山市行政手続条例の一部を改正する条例

大阪狭山市行政手続条例（平成12年大阪狭山市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項、」を「第15条第3項及び第4項、」に、「同項第3号及び」を「同条第4項中「第1項第3号及び」に、「同項第3号」を「第28条第1項第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大阪狭山市行政手続条例（以下「新条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を新条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする通知について適用し、施行日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第 7 号

大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例につ  
いて

大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 8 年 (2026 年) 2 月 2 6 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

## 大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例

大阪狭山市市税条例（昭和40年大阪狭山市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第9条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第9条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

第1条 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

#### （公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の大阪狭山市市税条例第9条の規定は、前条に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

議案第 8 号

大阪狭山市介護保険条例の一部を改正する条例  
について

大阪狭山市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和8年(2026年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

## 大阪狭山市介護保険条例の一部を改正する条例

大阪狭山市介護保険条例（平成12年大阪狭山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項ただし書中「別に定める期限までに提出しなければならない。」を「この限りでない。」に改める。

附則に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第10条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除

して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、

第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。) 」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第11条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

- (1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）
- (2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未

満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額

から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 9 号

大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別  
するための番号の利用等に関する法律に基づく  
個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関す  
る条例の一部を改正する条例について

大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法  
律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条  
例を次のとおり提出する。

令和 8 年 (2026 年) 2 月 2 6 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大阪狭山市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1中7の項を9の項とし、6の項を8の項とし、5の項の次に次の2項を加える。

6 市長	予防接種に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	健康増進事業に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2に次のように加える。

6 市長	予防接種に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報及び予防接種に関する情報であって規則で定めるもの
7 市長	健康増進事業に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報及び健康増進事業に関する情報であって規則で定めるもの

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第10号

大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する  
条例について

大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和8年(2026年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

## 大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大阪狭山市国民健康保険条例（昭和36年大阪狭山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項を次のように改める。

保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第12条の3第1項第1号イ中「、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等」を「及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等」に、「及び」を「、」に改め、「(以下「介護納付金」という。)」の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同項第2号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第16条の6の2第1項第1号中「次号において同じ。）」の次に「の額」を加える。

第16条の6の5第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第16条の7第1号中「次号において同じ。）」の次に「の額」を加える。

第16条の11の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第16条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第20条、第20条の3、第20条の4及び第20条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第20条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第16条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

2 前項の場合において、同項の子ども・子育て支援納付金賦課額に1円未満の端数

があるときは、これを切り捨てるものとする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第16条の14 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第16条の15 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における所得割の率
  - (2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額
  - (3) 18歳以上被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における18歳以上被保険者均等割の額
- 2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第16条の16 第16条の13の賦課額は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に掲げる額を超えることができない。

第19条第1項中「第13条、第16条の6の3」を「第13条若しくは第16条の6の3」に改め、「第16条の8の額」の次に「若しくは第16条の13」を加え、「第20条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額」を「次条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号に定める額」に改め、「第20条の3第1項（同条第3項）の次に「又は第4項」を加え、「第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第20条の3第4項第1号」を「同条第5項」に、「同条第6項」を「同条第7項又は第8項」に、「第20条の4第1項各号（同条第3項又は第4項）」を「第20条の4第1項各号（同条第3項から第5項まで）」に、

「若しくは同条第5項各号」を「、同条第6項各号」に、「同条第7項又は第8項」を「同条第8項から第10項まで」に、「定める額の算定は」を「定める額若しくは第20条の5第1項に定める額の算定は」に改め、同条第2項中「若しくは第16条の6の3の額若しくは第16条の8」を「、第16条の6の3、第16条の8若しくは第16条の13」に、「第20条第1項各号に定める額」を「次条第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額」に改め、「第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第20条の3第4項第1号」を「同条第5項」に、「若しくは同条第5項各号」を「、同条第6項各号に定める額若しくは第20条の5第1項」に改める。

第20条第1項第1号中「次号及び第3号」の次に「並びに第5項」を加え、同項第2号中「第29条の7第5項第3号ロ」を「第29条の7第6項第3号ロ」に改め、同項第3号中「第29条の7第5項第3号ハ」を「第29条の7第6項第3号ハ」に改め、同条第2項中「(同項に規定する第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額)」及び「(第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額)」を削り、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第16条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第16条の16に定める賦課限度額を超えるときは、当該賦課限度額）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に、国民健康保険法施行令第29条の7第6項第3号ロの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされた金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当するもの以外のものアに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に、国民健康保険法施行令第29条の7第6項第3号ハの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされた金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発

生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当するもの以外のものアに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第16条の15第2項及び第3項の規定は、前項各号ア及びイに規定する額の決定について準用する。この場合において、第16条の15第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

第20条の2中「及び前条第1項」を「、第16条の6の4、第16条の9及び第16条の14並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項」に改める。

第20条の3第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「「後期高齢者支援金等賦課額」と」の次に「、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第16条」とあるのは「第16条の15」と、第2項中「第16条第3項」とあるのは「第16条の15第3項」と読み替えるものとする。

第20条の3に次の1項を加える。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て

支援納付金賦課額」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第5項各号」と、「第16条」とあるのは「第16条の15」と、第6項中「第16条第3項」とあるのは「第16条の15第3項」と読み替えるものとする。

第20条の4第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「第5項に」を「第6項に」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第8項中「第5項及び第6項」を「第6項及び第7項」に、「第5項中」を「第6項中」に、「第6項中」を「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項中「第5項」を「第6項」に、「前項」を「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第13条」とあるのは「第16条の13」と、「第16条の6」とあるのは「第16条の16」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の15」と読み替えるものとする。

第20条の4に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第13条」とあるのは「第16条の13」と、「第16条の6」とあるのは「第16条の16」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第5項各号」と、第7項中「第16条第2項」とあるのは「第16条の15第2項」と読み替えるものとする。

第20条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

- 第20条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第16条の15の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第20条第5項、第20条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。
- 2 第16条の15第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第16条の15第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の大阪狭山市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 前条の規定による改正後の条例第16条の16の規定は、令和9年度以後の年度分の保険料について適用し、令和8年度分の保険料については、第16条の16中「各年度において国民健康保険法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に掲げる額」とあるのは「国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に掲げる額」と読み替えるものとする。

議案第11号

大阪狭山市印鑑条例の一部を改正する条例につ  
いて

大阪狭山市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和8年(2026年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

## 大阪狭山市印鑑条例の一部を改正する条例

大阪狭山市印鑑条例（平成4年大阪狭山市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第15条の2中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

### 附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第12号

大阪狭山市子ども・子育て協議会条例の一部を  
改正する条例について

大阪狭山市子ども・子育て協議会条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和8年(2026年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

## 大阪狭山市子ども・子育て協議会条例の一部を改正する条例

大阪狭山市子ども・子育て協議会条例（平成25年大阪狭山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(6) こども計画　こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定する市町村こども計画をいう。

第3条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) こども計画に関すること。

第4条第1項中「15人」を「20人」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第13号

大阪狭山市立幼稚園設置に関する条例の一部を  
改正する条例について

大阪狭山市立幼稚園設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和8年(2026年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

## 大阪狭山市立幼稚園設置に関する条例の一部を改正する条例

大阪狭山市立幼稚園設置に関する条例（昭和28年大阪狭山市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「算定した1時間当たりの費用の額」の次に「に300円を加算した額」を加え、同条に次の2項を加える。

- 3 市長は、第1項に規定する保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である場合その他市長が必要と認める場合には、別に定めるところにより、当該保護者が納付すべき利用料の一部を免除することができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の利用に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第14号

### 工事請負変更契約の締結について

令和7年9月1日に株式会社狭山工房を相手方として締結した大阪狭山市立第七小学校増築工事請負契約について、下記のとおり工事請負変更契約を締結する必要があるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大阪狭山市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年(2026年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

### 記

- 1 契約の目的 大阪狭山市立第七小学校増築工事
  
- 2 契約金額 (変更前) ¥183,040,000－  
(変更後) ¥186,045,200－  
(増額分) ¥3,005,200－
  
- 3 契約の相手方 大阪府大阪狭山市池之原二丁目964番地の1  
株式会社狭山工房  
代表取締役 山林直樹

議案第15号

市道路線の認定について

下記のとおり、市道路線を認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和8年(2026年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

認定する路線

路線名	起 点	終 点
茱萸木95号線	茱萸木七丁目1264番14地先から	茱萸木七丁目1264番15地先まで
茱萸木96号線	茱萸木六丁目895番19地先から	茱萸木六丁目896番1地先まで
東茱萸木17号線	東茱萸木三丁目378番13地先から	東茱萸木三丁目378番7地先まで

議案第16号

令和7年度(2025年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第11号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和7年度(2025年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第11号)を別案のとおり提出する。

令和8年(2026年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第17号

令和7年度(2025年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第5号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和7年度(2025年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第5号)を別案のとおり提出する。

令和8年(2026年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第18号

令和7年度(2025年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第5号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和7年度(2025年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第5号)を別案のとおり提出する。

令和8年(2026年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第19号

令和7年度(2025年度)大阪狭山市後期高齢者医療  
特別会計補正予算(第4号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和7年度(2025年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)を別案のとおり提出する。

令和8年(2026年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第20号

令和7年度(2025年度)大阪狭山市半田財産区特別  
会計補正予算(第2号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和7年度(2025年度)大阪狭山市半田財産区特別会計補正予算(第2号)を別案のとおり提出する。

令和8年(2026年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第21号

令和7年度(2025年度)大阪狭山市今熊財産区特別  
会計補正予算(第2号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和7年度(2025年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計補正予算(第2号)を別案のとおり提出する。

令和8年(2026年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第22号

令和7年度(2025年度)大阪狭山市下水道事業会計  
補正予算(第2号)について

令和7年度(2025年度)大阪狭山市下水道事業会計補正予算(第2号)を別案のとおり  
提出する。

令和8年(2026年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第23号

令和8年度(2026年度)大阪狭山市一般会計予算に  
ついて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和8年度(2026年度)大阪狭山市一般会計予算を別案のとおり提出する。

令和8年(2026年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第24号

令和8年度(2026年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和8年度(2026年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算を別案のとおり提出する。

令和8年(2026年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第25号

令和8年度(2026年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和8年度(2026年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)予算を別案のとおり提出する。

令和8年(2026年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第26号

令和8年度(2026年度)大阪狭山市後期高齢者医療  
特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和8年度(2026年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和8年(2026年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第27号

令和8年度(2026年度)大阪狭山市池尻財産区特別  
会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和8年度(2026年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和8年(2026年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第28号

令和8年度(2026年度)大阪狭山市半田財産区特別  
会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和8年度(2026年度)大阪狭山市半田財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和8年(2026年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第29号

令和8年度(2026年度)大阪狭山市東野財産区特別  
会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和8年度(2026年度)大阪狭山市東野財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和8年(2026年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第30号

令和8年度(2026年度)大阪狭山市今熊財産区特別  
会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和8年度(2026年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和8年(2026年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第31号

令和8年度(2026年度)大阪狭山市岩室財産区特別  
会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和8年度(2026年度)大阪狭山市岩室財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和8年(2026年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第32号

令和8年度(2026年度)大阪狭山市茱萸木財産区特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和8年度(2026年度)大阪狭山市茱萸木財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和8年(2026年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第33号

令和8年度(2026年度)大阪狭山市下水道事業会計  
予算について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第24条第2項の規定により、令和8年度(2026年度)大阪狭山市下水道事業会計予算を別案のとおり提出する。

令和8年(2026年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第34号

令和8年度(2026年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和8年度(2026年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

令和8年(2026年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第35号

令和8年度(2026年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第2号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和8年度(2026年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第2号)を別案のとおり提出する。

令和8年(2026年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第36号

令和8年度(2026年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和8年度(2026年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

令和8年(2026年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第37号

令和8年度(2026年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和8年度(2026年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

令和8年(2026年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人